特定福祉用具購入マニュアル

令和４年２月１日　鹿屋市

はじめに

介護保険の特定福祉用具（以降、「福祉用具」という。）は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練の用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて保険給付の対象としています。

通常、在宅の要介護（支援）状態になった人が、都道府県知事の指定を受けた指定特定福祉用具販売事業者から、市が日常生活を助けるために必要と認める場合に限り、入浴や排せつに用いる福祉用具等の一定のもの（貸与になじまない特定福祉用具）を購入したときに福祉用具購入費の支給を行っています。

これまで福祉用具購入費の支給は、被保険者がいったん費用の全額を支払い、後日支給申請書に基づき、保険給付費分の支払いを受ける償還払を実施してきました。
今回、この償還払に加え、被保険者の一時的な負担軽減を目的として、令和4年２月から「受領委任払」を導入しました。（要綱は令和４年１月１日制定）

介護支援専門員及び福祉用具販売事業者は、本方式導入後についても従来の償還払同様、介護保険制度における福祉用具購入が適切かつ効果的に行われ、福祉用具購入費の支給が円滑に行われるように御理解と御協力をお願いいたします。

〈目次〉

１ はじめに・目次・・・２ページ
２ 注意・・・3ページ
３ 新要綱制定による主な変更点・・・4ページ
４ 受領委任払事業者としての登録をする場合・・5ページ
４ 購入から口座への振込までのフロー・・・６ページ
５ 説明文・・・７ ページ
６ Q&A（事務編・福祉用具購入編）・・・８～12ページ
※ 様式集（記入例含む）は別添を御覧ください。

◎　注意

この手引きは住宅改修だけでなく、福祉用具購入にも受領委任払制度を導入する観点から、主に受領委任払の説明に重点を置いています。
しかし、受領委任払を利用できる要件を備えた被保険者であっても、希望すれば従来の償還払を利用できます。

また、償還払であっても、複数の機能を併せ持つ用具については事前相談として理由書を提出していただき、必要性の判断を行った上で購入していただく必要があります。（受領委任払時の事前審査とは異なります。）
複数の機能を併せ持つ用具の例・・・脱臭、ラッピング、暖房、自動排泄機能付き等の腰掛便座

なお、住宅改修及び福祉用具購入の事務の流れに一部変更がありますので御注意ください。

疑義がある場合は福祉用具購入前・住宅改修着工前に御連絡ください。

◎新要綱制定による主な変更点＜福祉用具購入＞

	旧要綱	新要綱 （令和４年１月１日制定）
名　　称	鹿屋市介護保険住宅改修費受領委任払実施要綱	鹿屋市介護保険福祉用具購入費等受領委任払実施要綱
対　　象	住宅改修のみ	住宅改修及び福祉用具購入
運用開始日		令和４年２月１日から
様式の変更等	介護保険住宅改修費受領委任払に係る誓約書	受領委任払事業者登録申請書 【第 1 号様式】
	介護保険住宅改修費受領委任払登録事業者（変更・廃止等）届出書	受領委任払登録事業者（変更・廃止等）届出書 【第 3 号様式】
		介護保険福祉用具購入費等受領委任払事前承認申請書（福祉用具購入用） 【第 5 号様式その 1】
	介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書	様式名に変更はないが、様式中に一部変更あり 【第 14 号様式】
その他		領収書は原本を提示する。（窓口で受付印押印後にコピーして返却）
		償還払であっても機能が複数ある腰掛便座については、**事前相談とし、理由書の提出をお願いする**

◎受領委任払事業者としての登録をする場合

①【販売業者から市へ】「受領委任払事業者登録申請書（第1号様式）」を提出する。

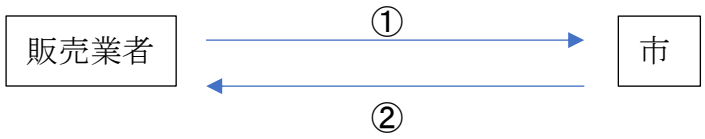

②【市から販売業者へ】承認の可否を決定したのち、「受領委任払事業者登録通知書（第2号様式）」を交付する。
登録期間の開始日以降から、受領委任払制度を利用した福祉用具販売が可能となります。

受領委任払事業者登録申請書を提出する、又は会社の口座の変更に伴って受領委任払登録事業者（変更・廃止等）届出書を提出するときは金融機関名・支店名・種別・口座番号・口座名義人の分かるページの写しを添えてください。

他に・・・

・登録事項に変更が生じたら・・・受領委任払登録事業者（変更・廃止等）届出書（第3号様式）を市に提出する。
・登録申請書裏面の遵守事項に反した場合・・・受領委任払事業者取消通知書（第4号様式）を市から通知する。

※受領委任払事業者登録は基本的に3年に1度、契約審査室の入札参加業者登録に合わせて行います。
※受領委任払事業者登録は随時受付けますが、許可に伴う期間は入札参加業者登録の残期間と同じです。
例）R4年2月登録→R6年3月まで　　R4年5月登録→R6年3月まで

◎相談・購入から口座への振込までの流れ（受領委任払の利用決定又は利用不可の場合）

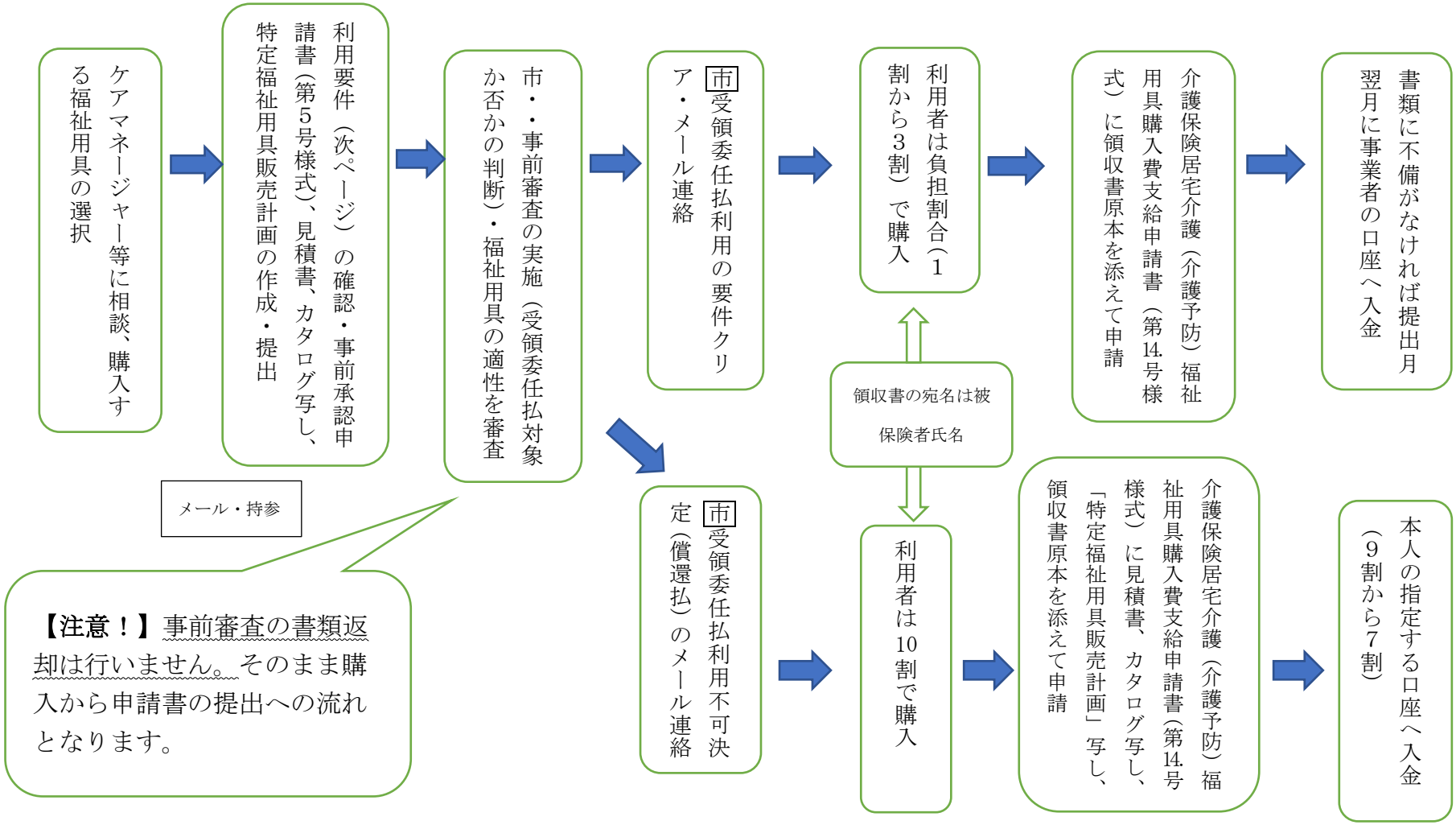

◎受領委任払の流れ

1　受領委任払とは･･･

介護保険対象の福祉用具購入の給付対象部分のうち、被保険者が自己負担分（原則1割～3割）の金額を、市の受領委任払事業者登録を受けた福祉用具販売事業者に支払う方法です。

自己負担分を引いた9割～7割の金額は、市が事業者に支払います。

ただし、購入内容に給付対象外のものが含まれる場合は、自己負担分に加えて対象外費用の全額をお支払いいただきます。

※申請の流れは6ページを御覧ください。

2　受領委任払を利用するには･･･

受領委任払の制度を利用できる方は、次の1～4の条件すべてを満たす方になります。

1　要介護（要支援）認定を受けている方

2　介護保険料の滞納のない方及び給付制限を受けていない方※

3　病院等に入院又は介護保険施設に入所していない方

4　その他市長が必要であると認めた者

課税世帯の方も利用できるようになりました。

※「給付制限」を受けている方の確認方法･･･介護保険被保険者証の表面の一番右側に、内容と期間が印字されています。給付制限を受けている利用者の負担割合は3割になりますが、負担割合証に3割と印字されている場合は4割になります。

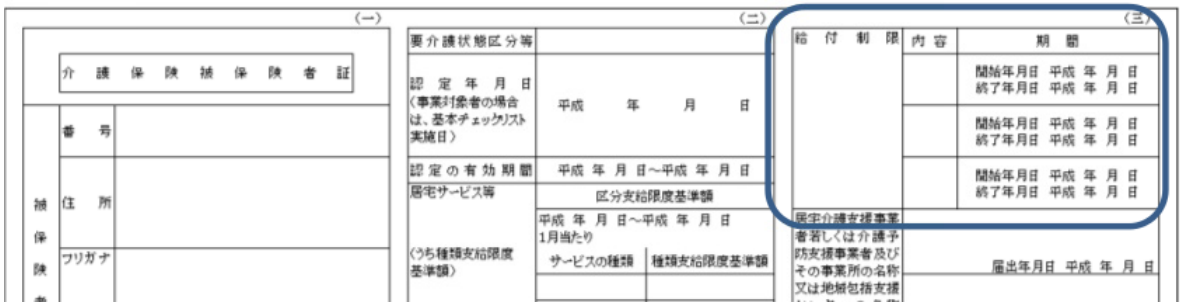

3　利用の流れ（市）

（1）　提出された介護保険福祉用具購入費等受領委任払事前承認申請書（福祉用具購入）の審査を行い、受理決定した翌月に受領委任払事業者の指定する口座に振込します。

Q&A 事務編

	質　問	回　答
1	押印廃止ではないのか。	被保険者が請求する支給申請書は、今までどおり押印を求めます。他に同意書や誓約書についても同じです。押印に用いる印鑑はスタンプ印（シャチハタ）は不可です。
2	振込先の口座写しは必要か。	償還払を選択される場合は添付してください。
3	振込はいつになるのか。	書類に不備がなければ提出月の翌月に指定口座へ振込します。
4	生活保護受給者が受領委任払を利用するときの注意点は何か。	担当のケースワーカーにも受領委任払を利用することをお伝えください。
5	書類の記載事項を間違えたらどうすれば良いか。	修正液や修正テープ、これに準ずるものは使用できません。書式によっては、記載の訂正に押印を求める場合がありますので御連絡ください。
6	今まで領収書はコピーでも良かったが、今後、原本を提出すると利用者に渡せないではないか。	領収書は、窓口で一度預かり、受付印を押印後コピーして原本を事業所に返却します。その後に購入した利用者にお返しください。
7	特定福祉用具販売計画書の同意欄に、日付がない様式を使用する場合の注意。	説明を行い、同意を得た日付を特定福祉用具販売計画書様式の署名欄のそばに記入してください。
8	事前承認申請時に提出する「特定福祉用具サービス計画書」等の写しに署名は必要か？	購入の意思を表明するものであるため、必要です。 受領委任払を利用するしないにかかわら

		ず、その福祉用具を必要なため購入するものだからです。
9	償還払でも見積書は必要か。	必要です。 カタログは定価表示されており、「特定福祉用具サービス計画書」等はその協会に所属している、していないということもあり、統一した表示が出来ていないためです。
10	住宅改修で受領委任払登録事業者になっている。特定福祉用具販売は登録申請しなくてもよいか。	被保険者が受領委任払を利用して購入を選択するのであれば登録は必要です。
11	受領委任払登録事業者（変更・廃止等）届出書とは何か。	様式にある事項に変更が生じた場合に御提出ください。
12	事前承認で決定しないと特定福祉用具の納品は出来ないか。	事前承認は受領委任払か、償還払かを決定するものです。 受領委任払利用を却下されたら納品できないというわけではありません。 また、支払額が安ければ買うが、高ければ買わないということも想定されますが、それは介護保険の趣旨から外れるものと解します。 そして、納品のタイミングは各販売業者によって異なることも考えうるので、どのタイミングで納品を行うかは各販売事業者で御判断ください。
13	福祉用具納品時に領収書を渡している。支給申請時に領収書原本を市に提出し、受け取ってまた被保険者宅に行き、領収書	【住宅改修及び特定福祉用具販売において、領収書原本の提出を求める根拠】 （質問）領収書は写しでも良いか （回答）申請時にその場で領収書の原本

	を渡すのは手間が増える。事業者の手間を増やすことをどのように考えているのか。	を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えない。 （厚生労働省ＨＰより抜粋） ≪次頁に続く≫ 本市が領収書原本の提出を受け、受付押印後コピーし、原本はその場で返却するとしていることについて。 上記抜粋事項に加え、**二重請求のリスク回避**のため、領収書の原本の提示を求めるという取扱変更に伴い、業者の皆様にはこれまでの取扱いの見直しをお願いすることになりました。 手間を増やすことになり、心苦しい限りですが、その意義をお汲み取りいただければと考えています。
14	受領委任払申請をしたが、承認決定前に利用者が死亡した場合、受領委任払として対応できるか。	承認決定前であれば、その時点で償還払になります。

Ｑ＆Ａ　福祉用具購入

	質　問	回　答
１　腰掛便座	・腰掛便座の範囲は、家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか。	・家具調のもの等、金額にかかわらず、利用者が選択すれば給付対象として差し支えありません。ただし、機能が複数あるもの（腰掛便座の暖房・自動排泄、ラッピング等）については、事前に相談ください。
２　部品購入	・介護保険の適応となる特定福祉用具の部品を交換した場合、部品購入費は福祉用具購入費の対象となるか。	・福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、市が部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の適用対象になります。
３　同一種目の複数購入	・部品交換を伴わない修理を行った場合、支給対象となるか。	・部品交換を伴わない修理については支給対象外になります。
	・浴室と浴槽内の段差を解消するために浴槽台を2台購入したいが、支給対象となるか。	・同一種目の複数購入は支給対象外になります。
	自宅にトイレが２つあり、腰掛便座を２台購入したいが、支給対象となるか。	・同一種目の複数購入は支給対象外になります。
４　破損による再購入	・既に購入した福祉用具が破損した場合、再度購入は支給対象となるか。	・破損した場合の再度購入は支給対象となります。購入前に相談ください。破損による再購入については、破損状況の確認が必要になるため、原則写真添付を求めます。 ただし、故意に破損させたもの（目的外使用等）については支給対象外です。

破損による再購入（続き）	・以前購入したシャワー椅子の部品が壊れたが、既に部品がないとのこと。シャワー椅子の再度購入は可能か。	・部品がなく修理出来ないということであれば安全性を考え、購入はやむを得ないと考えます。
5　汚損による再購入	・既に購入した入浴補助用具に、ヌメリやカビがあるため再度購入をしたいが、支給対象となるか。	・汚損による再度購入は対象外です。
6　経年劣化による再購入	・以前購入した福祉用具が経年劣化した場合、再購入は可能か。	・経年劣化という理由では支給対象外になります。
4　償還払であっても事前相談を必要とするケース	・どのようなものが対象か。	複数の機能を併せ持つ用具をいいます。例えば、脱臭・ラッピング・暖房・自動排泄機能付き等の腰掛便座。事前相談の扱いとして、理由書（特定福祉用具販売計画の写しでも可）の提出をお願いします。